

岡山県建築住宅センター株式会社

確認検査業務手数料規程

平成 12年 9月 1日 制定
令和 5年 7月 1日 改定

(趣旨)

第1条 この手数料規程は、別に定める岡山県建築住宅センター株式会社確認検査業務規程第47条に基づき、岡山県建築住宅センター株式会社（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務及び仮使用認定業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認申請手数料)

- 第2条 建築物の確認申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 2 建築物の計画変更確認申請に係る手数料の額は、計画変更対象となる建築物の床面積の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。ただし、床面積増加及び別棟増築の場合は、増加床面積を加算し算定する。
 - 3 建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替に係る確認申請手数料の額は、既存床面積の二分の一に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 4 建築物の用途を変更する場合は、当該用途変更に係る部分の床面積に該当する別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 5 既存建築物に増築する場合は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
 - 6 構造計算要の構造計算とは、法第20条第1項第2号及び第3号、法第86条の7に規定される構造計算及び施行令第46条第4項に基づく壁量計算とする。
 - 7 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料に同表の(2)欄に掲げる手数料を加算する。
 - 8 建築基準法第6条の3特定構造計算基準第1項ただし書きに定めるルート2審査を行う場合、建築基準法施行令第39条第3項に定める特定天井を有する場合、同法第56条第7項の規定により政令で定める天空率による場合、構造計算が複数棟ある場合及び既存不適格建築物への遡及適用がある場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料に同表の(3)欄に掲げる手数料を加算する。
 - 9 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合は、別表第1の(1)欄に掲げる手数料から同表の(4)欄に掲げる手数料を減額する。

(昇降機等に関する確認申請の手数料)

- 第3条 昇降機の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一機につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。
- 2 昇降機以外の建築設備の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。

(工作物に関する確認申請の手数料)

第4条 工作物の確認申請手数料の額及び計画変更に伴う再提出の場合の額は、一の工作物につき、別表第1の(1)欄に掲げる手数料の額とする。

- 2 工作物で高さ10mを超えるもの、遊戯施設及びプラント等、建築物に一体となる構造物など特殊なものについては、別途協議による。

(建築物に関する中間検査・完了検査の申請手数料)

第5条 中間検査を必要とする建築物の中間検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第2の(1)欄に掲げる手数料の額とする。

- 2 完了検査申請に係る手数料の額は、申請一件につき、中間検査が有るものは別表第2の(2)欄に、中間検査の無いものは同表の(3)欄に掲げる手数料の額とする。
- 3 既存建築物に増築した場合で、中間検査が有るものの完了検査申請に係る手数料の額は、既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として別表第2の(2)欄に掲げる手数料の額、中間検査が無いものは既存部分の床面積の二分の一を増築部分の床面積に加算した床面積の合計として同表の(3)欄に掲げる手数料の額とする。
- 4 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合は、別表第2の(1)欄から(3)欄に該当する手数料から同表の(4)欄に掲げる手数料を減額する。
- 5 他機関で建築確認又は中間検査を行った場合の中間検査申請及び完了検査申請に係る手数料の額は、別表第2の(1)欄から(3)欄に該当する手数料の額に別表第1の(1)欄に該当する手数料の額の二分の一を加算する。

(昇降機等に関する完了検査の申請手数料)

第6条 昇降機の完了検査申請手数料の額は、一機につき、別表第2の(3)欄に掲げる手数料の額とする。

- 2 昇降機以外の建築設備の完了検査申請手数料の額は、一の設備につき、前項と同じ手数料の額とする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 工作物の完了検査申請手数料の額は、一の工作物につき、別表第2の(3)欄に掲げる手数料の額とする。

(仮使用認定に関する手数料)

第8条 仮使用認定手数料の額は、申請一件につき、別表第3の欄に掲げる手数料の額とする。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査申請手数料 加算額)

第9条 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査手数料の加算額は、申請一件につき、別表第4の欄に掲げる手数料の額とする。

(その他)

第10条 第2条から第9条に定める手数料の額は、社会経済状況等の変化や、その他やむを得ない事情が生じた場合は改正することができる。

2 第2条から第9条に定める手数料の額について、センターが特別の事情があると認められた場合は、減額することができる。

3 証明手数料

センターが交付した確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書の証明手数料は、1通につき1,000円に消費税を加えた金額とする。

(附則)

この手数料規程は、平成 12年 9月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 16年 7月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 17年 10月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 19年 6月 20日から施行する。

この手数料規程は、平成 19年 12月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 20年 6月 20日から施行する。

この手数料規程は、平成 20年 12月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 22年 5月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 23年 6月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 26年 4月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 27年 6月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 27年 9月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 27年 11月 1日から施行する。

この手数料規程は、平成 28年 7月 1日から施行する。

この手数料規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この手数料規程は、令和 3年 10月 1日から施行する。

この手数料規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

別表第1 (確認申請手数料)

a: 延べ床面積(単位: m ²)		確認申請手数料(単位: 円)				
		(1) 確認申請				
a ≤ 100	法第6条の4に該当(有三号)				24,000	
	法第6条の4に該当(有四号)				27,000	
	上記以外				34,000	
	構造計算要				62,000	
100 < a ≤ 200	法第6条の4に該当(有三号)				29,000	
	法第6条の4に該当(有四号)				32,000	
	上記以外				41,000	
	構造計算要				83,000	
200 < a ≤ 500	法第6条の4に該当(有三号)				40,000	
	法第6条の4に該当(有四号)				43,000	
	上記以外				72,000	
	構造計算要				102,000	
500 < a ≤ 1,000				130,000		
1,000 < a ≤ 2,000				190,000		
2,000 < a ≤ 3,000				260,000		
3,000 < a ≤ 4,000				320,000		
4,000 < a ≤ 5,000				370,000		
5,000 < a ≤ 10,000				470,000		
10,000 < a ≤ 20,000				580,000		
20,000 < a ≤ 50,000				720,000		
50,000 < a				1,430,000		
昇降機、昇降機以外の建築設備					21,000	
確認を受けた後の変更に伴う再提出の場合					10,000	
工作物					28,000	
確認を受けた後の変更に伴う再提出の場合					12,000	
(2) 避難安全検証法、耐火・防火区画性能検証法による場合の加算額(単位: 円)						
建築物	床面積の合計(単位: m ²)	避難安全検証法	耐火・防火区画性能検証法			
	a ≤ 2,000	20,000	20,000			
	2,000 < a ≤ 10,000	30,000	30,000			
	10,000 < a ≤ 50,000	45,000	45,000			
50,000 < a	60,000	60,000				
(3) 確認申請手数料に加算する各手数料(単位: 円)						
建築物	床面積の合計(単位: m ²)	ルート2審査を行う場合	特定天井を有する場合	天空率による場合	構造計算が複数棟ある場合	既存不適格建築物への遡及適用がある場合
	a ≤ 1,000	70,000	150,000	12,000	30,000x(棟数-1)	18,000
	1,000 < a ≤ 2,000	100,000	240,000		確認申請手数料x20%x(棟数-1)	
	2,000 < a ≤ 10,000	150,000				
	10,000 < a ≤ 50,000	180,000				
50,000 < a	350,000					
(4) 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合の減額(単位: 円)						
建築物	床面積の合計(単位: m ²)					
	a ≤ 500				5,000	
	500 < a ≤ 1,000				10,000	

別表第2 (中間検査・完了検査手数料)

a:延べ床面積(単位:m ²)		中間検査・完了検査手数料(単位:円)			
		(1)中間検査申請	(2)完了検査申請 (中間検査有り)	(3)完了検査申請 (中間検査無し)	
a ≤ 100	法第6条の4に該当(有三号)	—	—	26,000	
	法第6条の4に該当(有四号)	—	—	26,000	
	上記以外 構造計算要	31,000	34,000	36,000	
100 < a ≤ 200	法第6条の4に該当(有三号)	—	—	34,000	
	法第6条の4に該当(有四号)	—	—	34,000	
	上記以外 構造計算要	39,000	39,000	41,000	
200 < a ≤ 500	法第6条の4に該当(有三号)	—	—	49,000	
	法第6条の4に該当(有四号)	—	—	49,000	
	上記以外 構造計算要	62,000	62,000	64,000	
500 < a ≤ 1,000		102,000	120,000	125,000	
1,000 < a ≤ 2,000		140,000	150,000	155,000	
2,000 < a ≤ 3,000		160,000	190,000	195,000	
3,000 < a ≤ 4,000		170,000	210,000	215,000	
4,000 < a ≤ 5,000		190,000	235,000	240,000	
5,000 < a ≤ 10,000		220,000	300,000	310,000	
10,000 < a ≤ 20,000		310,000	390,000	410,000	
20,000 < a ≤ 50,000		370,000	440,000	460,000	
50,000 < a		680,000	790,000	860,000	
昇降機、昇降機以外の建築設備				29,000	
工作物				28,000	
(4) 型式部材等製造者認証を受けた建築物の場合の減額(単位:円)					
建築物	床面積の合計(単位:m ²)				
	a ≤ 500				5,000
	500 < a ≤ 1,000				10,000

別表第3 (仮使用認定手数料)

床面積の合計		一 般	外構工事未完了 既存建築物除却	
$a \leq 100$	法第6条の4に該当(有三号)	—	—	
	法第6条の4に該当(有四号)	—	—	
	上記以外	43,500	30,000	
	構造計算要			
$100 < a \leq 200$	法第6条の4に該当(有三号)	—	—	
	法第6条の4に該当(有四号)	—	—	
	上記以外	53,000	35,000	
	構造計算要			
$200 < a \leq 500$	法第6条の4に該当(有三号)	—	—	
	法第6条の4に該当(有四号)	—	—	
	上記以外	87,500	55,000	
	構造計算要			
$500 < a \leq 1,000$		150,000	90,000	
$1,000 < a \leq 2,000$		180,000	120,000	
$2,000 < a \leq 3,000$			180,000	
$3,000 < a \leq 4,000$			190,000	
$4,000 < a \leq 5,000$			220,000	
$5,000 < a \leq 10,000$			260,000	
$10,000 < a \leq 20,000$			360,000	
$20,000 < a \leq 50,000$			420,000	
$50,000 < a$			790,000	
昇降機、昇降機以外の建築設備				19,000
工作物				26,000
仮使用認定(外構工事未完了、既存建築物除却)についての完了検査手数料は一律 28,000円とする。				

別表第4

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査申請手数料加算額)

対象床面積 (㎡)	標準入力法			モデル建物法		
	用途分類			用途分類		
	A種	B種	C種	A種	B種	C種
300～1000未満	36,000	31,000	27,000	27,000	22,000	18,000
1000～2000未満	48,000	42,000	36,000	36,000	30,000	24,000
2000～3000未満	72,000	63,000	54,000	54,000	45,000	36,000
3000～4000未満	76,000	66,000	57,000	57,000	47,000	38,000
4000～5000未満	88,000	77,000	66,000	66,000	55,000	44,000
5000～10000未満	104,000	91,000	78,000	78,000	65,000	52,000

- ※1 用途分類は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1項第一号イの用途で、適合性判定の計算に用いた用途をいう。(下表参照)
- ※2 他機関で建築物エネルギー消費性能適合判定を受けている場合は上表の2倍とする。
- ※3 床面積が10000㎡以上の場合は別途見積りとする。

(参考)建築物エネルギー消費性能等を定める省令第10条第1項第一号イの用途

A種	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの 体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
B種	事務所等	事務所、官公署その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの
C種	工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐輪場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用に関してこれらに類するもの